

1 市立保育園民営化の目的

(1) 保育ニーズへの対応

近年の女性の社会進出の増加や就業構造の変化によって、保育園の入園希望者が増加するとともに、子育てに関するニーズが多様化する中で、保育園に期待される役割も増大しています。一方で財政状況は厳しく、限られた財源の中で、多様な保育ニーズにきめ細かに対応し、保育事業を拡充していくためには、これまでの事業手法を見直し、コストを抑えながら事業効果を上げることが求められています。

(2) 公共施設の適正な配置

また、1960年代から1970年代の高度経済成長期に集中的に整備された大量の公共施設が一斉に建替えや大規模改修等の更新時期を迎えつつあり、人口構造の変化に伴い利用需要の変化が予想されることも踏まえ、早急に更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行い、公共施設等の最適な配置を実現することが喫緊の課題となっております。このため、今後、公共施設を適正に維持管理していくための基本方針となる「木更津市公共施設等総合管理計画」が平成28年5月に策定され、この中で市立保育園についても対象施設とされています。

(3) 民間保育園の力を活用した子育て支援の充実

このような中で、本市では、民間保育園のもつ柔軟性や効率性を活かして、保育の質を確保しながら、多様な保育ニーズに迅速かつ効率的に対応していくとともに、民間の力の活用による保育園施設整備を通じ、保育環境の改善、施設の増改築等により待機児童を解消し、併せて、地域における子育て支援の充実に向けた取り組みを推進することを目的に、市立保育園の民営化を進めていきます。

なお、市立保育園民営化は「行政改革大綱」における協働戦略的な取組の中で、官と民との役割分担を見直した上で民営化等の取組を進めるとともに、官と民が一体となって共に考え共に行動する「官民連携・市民協働に基づく行政運営」を推進していくという取り組みに基づくものであります。

(4) 市の基本計画等における位置づけ

保育環境整備に関する基本構想・基本計画等における位置付けは、次のとおり「**地域・民間活用により多様な保育サービスの提供**」となっております。

木更津市基本構想

3 基本政策の方向

(2) 子ども育む環境づくり

1) 子育て支援の充実

全国的に少子化が進む中、本市では、新市街地を中心に子育て世代の定住化により年少人口は微増していますが、地域によっては、減少傾向にあり二極化が進んでいます。**子育て支援については、地域による格差が生じることなく、次代を担う子どもを、安心して産み育てられる良質な環境を地域全体で整備します。**また、子どもが健やかに成長できるような支援体制の充実を図ります。

基本計画 「きさらづ未来活力創造プラン」

木更津市を發揮する4つの重点テーマ

1 木更津っ子を育むまち

2 子育て支援の充実を図るため、子育てにかかる経済的負担の軽減や**ニーズに対応した保育環境の整備**、子どもたちの放課後の居場所づくりを推進します。

基本計画 各論 施策11 子育て支援の充実（抜粋）

共働き家庭の増加により、**保育園への入所待機児童が発生**しているほか、放課後児童クラブへの入所希望者も増えており、**保育の量的拡大や質的改善が課題**となっております。

主な取組

保育園の待機児童の解消をめざし、民間保育園等と協力し、保育の受け入れ体制の拡充や保育環境の改善、保育士の充実を図ります。

一時保育や病後児保育をはじめ、集団保育が可能な障害のある児童への保育など、**多様な保育サービスを提供します。**

2 保育園の現状と課題

現在、木更津市内に児童福祉法に定める認可保育所は、市立保育園が8施設、民間保育園が9施設あり、全ての施設が同じ基準で運営され、基本的な保育サービスも等しく提供されています。（民間9施設以外に認定こども園が1施設あります。）

一方、保育園を運営するための財源をみると、市立保育園は市税等の市費と保育料で運営されているのに対し、民間保育園は国・県・市の補助金（財源として保育料を含みます。）によって運営されています。

参考 市立保育園と民間保育園の保育園運営費の財源構成比較

市立	(市税等・保育料100%)		
民間	国庫補助金50%	県補助金25%	市補助金25%

(1) 保育ニーズの増加

少子化が進む中、木更津市では定住人口の増加に伴い、就学前児童数も増加していましたが、平成28年度は増加、平成29年度は減少といった状況にあります。

また、女性の就労機会の増加などから保育園の入所申込児童数は増加しています。このため、施設の新設、増改築による入所児童定員の拡大、定員弾力化などにより、受入れ枠の拡大を図ってきましたが、入所希望児童数が入所児童数を上回り、近年は入所待機児童が恒常的に発生している状況にあります。

【就学前児童数と保育園利用児童状況】

各年4月1日現在（単位：人）

	H25	H26	H27	H28	H29
木更津市総人口	130,200	132,246	133,049	134,029	134,585
就学前児童数 (0~5歳)	6,942	6,957	6,919	6,946	6,849
保育園数	14園	14園	15園	17園	18園
保育園定員数	1,465	1,465	1,615	1,659	1,731
入所児童数	1,561	1,602	1,714	1,734	1,792
入所待機児童数	10	7	65	92	86

(2) 保育ニーズの多様化

認可保育園では、延長保育、一時保育、休日保育、病後児保育などの保育サービスを実施することで保育環境の充実と保護者の育児負担の軽減を図ってきました。

今後も多様化する保育ニーズに対応したサービスの提供を行うため、民間保育園の現行制度での運営のほか、新たな子育て支援制度や積極的な民間活力の導入を図る必要があります。

また、子育て支援では、育児相談や育児情報の提供など、家庭での子育て支援をすることで、子育て事業全体の底上げを図っていく必要があります。

平成29年4月1日現在 (単位:園)

	園数	園児数	産休明け 保 育	一時 保 育	休日 保 育	病後児 保 育
市立保育園	8	593人 (33.1%)	7	0	0	0
民間保育園	10	1,199人 (66.9%)	6	7	2	1

※市立保育園には、指定管理者による公設民営の1園を含む。

(3) 施設の整備

市立保育園については、人口が急増していた昭和40年代に相次いで開設され、現在の園舎は75%が昭和56年新耐震基準(*)以前に建設されており、老朽化した施設が多い状況です。また、多くの施設は保育設備も古く、保育環境の近代化が図られていません。

市立保育園の施設整備に伴う費用については、平成18年度に、それまでの国・県からの補助金が廃止され、市税などで賄うこととなったため、厳しい財政状況のもとで、優先度や緊急度を考慮しながら対応せざるを得ない状況となっています。

一方、民間保育園の施設整備には国・県・市の補助制度が継続しているため、保育園の新設や増加する3歳未満児の入園に応じた保育室や設備などの改修においても、財政的に取り組みやすい状況です。

今後は、市立保育園の民営化を進める中で、老朽化した園舎の増改築に合わせ、

多様化する保育ニーズに対応した施設環境を整備し、定員増による待機児童の解消や子育て支援の充実に向けた施設環境の整備にも取り組んでいきます。

*昭和56年新耐震基準……建築物等の地震に耐える構造の基準で、昭和56年6月1日以降の建築確認において適用されているもの

【市立保育園施設概要一覧表】

平成29年4月1日現在

区分 保育園名	定員		現員数	敷地面積 ㎡	延床面積 ㎡	施設竣工 年月日	施設の 構造	建築後 経過年数
	可能	現						
桜井	120	120	118人	2,001.19	746.88	S51.3.31	鉄筋コンクリート 造平家建	41年
吾妻	120	40	35人	1,860.46	774.79	S53.3.30	鉄筋コンクリート 造2階建	39年
中郷	90	90	71人	2,045.00	724.5	S56.2.28	鉄筋コンクリート 造平家建	36年
わかば	120	120	129人	1,949.21	920.55	S61.3.10	鉄筋コンクリート 造2階建	31年
祇園	45	45	28人	1,100.82	308.61	S47.3.20	軽量鉄骨造 平家建	45年
久津間	120	90	58人	2,177.00	828.67	S54.3.10	鉄筋コンクリート 造2階建	38年
鎌足	70	40	27人	1,930.03	353.97	S50.3.31	軽量鉄骨造 平家建	42年
請西	120	120	127人	2,632.09	1,163.75	H25.2.28	鉄筋コンクリート 造2階建	4年

参考 市立保育園と民間保育園の保育園施設整備費の財源構成比較

市立	(保育料・市税・市債100%)	
民間	(国・県・市補助金75%)	民間負担25%

3 市立保育園民営化の基本的な考え方

(1) 木更津市公立保育園の民営化に関する提言について

平成25年4月当時の、子ども子育てに関する審議会でありました「木更津市次世代育成支援対策審議会」より「公立保育園の民営化に関する提言」を受けております。

この提言書には市立保育園民営化の目的、効果、手法などが、盛り込まれておりますが、その民営化の手法などは以下のとおりとなっております。

① 民営化の手法

「公設民営」では国・県からの財政支援に制限があるため「民設民営」方式が望ましい。

② 運営主体について

認可保育所の運営実績や保育の継続性などから、市内で保育園の運営を行っている社会福祉法人が望ましい。

③ 民営化の実施時期

児童やその保護者は保育にあたる職員の変更に不安を感じるものと考えられることから、民営化計画策定年度から5か年経過した時期が望ましい。

ただし、保護者の理解などが整う場合は、5年未満の民営化実施を妨げない。

④ 民営化の対象とする保育園の選択

基幹保育園として存続させるべき園と民営化の対象とする保育園と区分すると、概ね3施設程度の民営化が望ましい。

⑤ 用地、建物、設備等の取扱について

民営化段階での民間事業者の負担は、将来の安定性、継続性に大きな影響を被ることになるため、配慮が必要と考える。

この提言と前後し、子ども子育て制度の改正がされるなどの状況の変化があったことから、3年間の期間において、市立保育園民営化の方針を定めることとなりました。

(2) 市及び市立保育園の役割と民間保育園の特色

市立保育園民営化については「子どもの最善の利益」を守ることを念頭に、よりよい保育・教育を目指して、市及び市立保育園の役割と民間保育園の特色を十分に認識したうえで、民営化等の基本的な考え方に基づいて進めていきます。

① 市及び市立保育園の役割

地域における多様な保育ニーズを把握し、民間保育園や子育てに関連する機関・施設との連携を進めながら、子育て支援のネットワークの中心施設として位置付けます。

また、地域の身近な拠点として子育て家庭を支え、育児不安や悩みの解消に努めるとともに、障害を持つ子どもなど、きめ細やかな対応を必要とする保育の先駆的な役割を、市職員の保育士の集約により担っていきます。

そして、市立保育園民営化後も、行政としての保育に対する責任を引き続き果たしていきます。

② 民間保育園の特色

国・県・市の補助金を財源として保育士の確保を進めることにより、受入児童数の増加により待機児童数の減少を進めます。

また、運営の柔軟性を活かして、特色ある保育活動や、一時保育、病後児保育の実施など、多様な保育ニーズに応じた迅速な対応ができます。

(3) 民営化等の基本的な考え方

① 民営化の基本的な考え方

市立保育園民営化は関係者の信頼を得ることに努め、保護者、保育士、地域の関係者に対する、目的や実施内容についての十分な説明の基に進めます。

保育の継続性が確保されるよう十分な移行期間を設け、児童・保護者の不安の解消に努めます。

具体的には、民間保育園保育士経験年数等のバランスを考慮することや、民営化対象の保育園に勤務する雇用期限付きの職員（臨時保育士等）の引き続きの勤務に配慮します。

また、保育料以外の保護者負担の増加や保育内容の大きな変化を抑制するよう募集時の要項等に規定します。

② 一部保育園の統廃合について

子どもの健やかな成長には子ども同士の関わりの中で育ち合うことが大切ですが、児童数が極端に少ない保育園については、集団保育が難しくなることが考えられますので、施設の老朽化なども考慮し、民営化に併せて統廃合を検討します。

対象保育園の保育・行事などは児童のことを考え話し合いながら進めます。

4 市立保育園民営化の基本的な実施方針

(1) 市立保育園民営化にあたって

① 保育料

保育料は、市民税額に応じて市が決定しているため、市立保育園と民間保育園で保育料が変わることはありません。

② 保育士配置及び保育面積

児童数に応じて、国の基準で定めた保育士配置及び保育面積を満たす必要があります。市立保育園と民間保育園は同じ基準であるため、保育士配置数や保育面積が大きく変わることはありません。

③ 保育内容

「保育所保育指針」における保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育園の実情に応じて創意工夫を図り、保育園の機能及び質の向上に努めなければならないと規定されており、民間保育園の柔軟性や活力、ノウハウを活かした保育を展開し、利用者が満足する保育サービスを提供していきます。

(2) 市立保育園民営化の移管先及び形態

本市における民間保育園は昭和23年に3園が設立され、70年近い歴史を有しており、これまで培ってこられた実績は、保護者にとっても十分に安心ができるものであります。

原則として、市内で保育事業を営み、法人として相当期間、保育実績を有する社会福祉法人（以下「移管先法人」といいます。）に移管運営する形態とします。

(3) 市立保育園民営化の手法

民営化する手法としては、移管先法人の事業運営の自立性等を考慮し、市から保育園園舎を譲渡し民間保育園として運営する「移管方式」の手法とします。

また、保育園園舎については建設経過年数や国等補助事業の趣旨を考慮した譲渡価格とし、土地については他の貸付と同様に公有財産使用許可とします。

(4) 民営化する保育園の選定

民営化後も保育の安定性や継続性を確保するため、民営化の対象とする保育園は、施設の状態や児童数および住民の生活圏域や人口分布に応じた均衡配置などから総合的に判断します。

なお、保育園整備費について債務償還期間が残存している場合は、民営化の対象としないこととします。

(5) 民営化を実施するまでの期間

民営化にあたっては、民営化する保育園に入所している児童やその保護者の不安を解消し、円滑に移行するために、民営化計画の策定年度から5年度が経過した年度を民営化の初年度とします。(平成29年度策定＝平成34年度実施)

ただし、諸条件が整う場合には、5年未満の準備期間をもって民営化します。

(6) 移管先法人の選定

移管先法人は公募とします。選定にあたっては保護者や学識経験者などからなる選定委員会を設置し、保育理念や保育計画、経営状況などを総合的に判断して、保育の質を確保しつつ民間保育園としての特色を活かし、安心して子どもを入園させることができる法人を選定します。(手続き等は別途定めるものとします。)

(7) 民営化後の市の関与

① 移管後における市の支援

他の民間保育園と同様に補助金等によって運営面を支援します。

また、市立保育園や民間保育園が連携して保育交流や研修会等をより充実することにより、市域全体の保育の質を高めていきます。

② 移管後の保育内容の確認

民営化後も、保育については、市が責任を持って指導・監督をしていきます。

また、千葉県が実施する定期的な指導監査に市も立ち会うとともに、協議の場を設け、運営や保育が適切に実施されていることを確認します。

5 市立保育園民営化の実施計画

(1) 民営化対象保育園

吾妻保育園、中郷保育園、久津間保育園、鎌足保育園

「民営化に関する提言」では概ね3園程度が望ましいとされておりましたが、児童数が37人から76人と小規模の保育園であることから、4園を民営化の対象とします。なお、鎌足保育園以外は大規模改修が済んでいます。

(2) 市立保育園として、当面は存続する保育園

桜井保育園、わかば保育園、請西保育園

3つの保育園とも定員120人として、子育て支援のネットワークの中心施設として位置付けが期待され、桜井保育園・わかば保育園では児童の発達状況に対応した保育を実施していることから、今後もその役割を担うことが必要とされています。また、請西保育園は建設費の債務償還期間が残存しているため、民営化の対象としないこととします。

(3) 統合する保育園

祇園保育園

児童数が38人と小規模保育園であり、施設の老朽化も著しく、所在地も手狭であるような状況から改築も難しいことから、園児の卒園や保護者の理解が整った段階で、中郷保育園への統合を進めるものとします。

(4) 民営化等実施時期

保育園名	実施時期
祇園保育園	平成31年3月末または平成32年3月末 中郷保育園統合
鎌足保育園	平成32年4月 または平成33年4月 民営化開始
吾妻保育園	平成32年4月 または平成33年4月 民営化開始
中郷保育園	平成34年4月 民営化開始
久津間保育園	平成34年4月 民営化開始

